○奈良県警察警察安全相談員等運用要綱の制定について

（平成13年３月30日例規第16号）

［沿革］　平成18年３月例規第９号、21年11月第30号、31年４月第23号、令和２年３月第11号改正

別記のとおり制定し、平成13年４月１日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

奈良県警察警察安全相談員等運用要綱

第１　目的

この要綱は、警察安全相談員及び警察総合相談員（以下「警察安全相談員等」という。）の身分、勤務等について必要な事項を定めることを目的とする。

第２　身分、任用等

１　警察安全相談員等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員とし、その任用、勤務条件、服務その他就業に関する事項は、奈良県警察会計年度任用職員の任用、勤務条件、服務等に関する要綱の制定について（令和２年３月例規第７号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

２　警察安全相談員は警察署に配置し、警察総合相談員は警務部県民サービス課に配置するものとする。

第３　勤務時間

警察安全相談員等の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり28時間45分とする。

第４　職務等

１　警察安全相談員等は、配置先の所属長（以下「所属長」という）の指揮監督の下に、各種相談、意見、要望等を聴取し、必要な指導、助言等を行うものとする。

２　警察安全相談員等が、その職務遂行上、書類に職名を記載する必要がある場合においては、その職名を警察安全相談員又は警察総合相談員と記載すること。

第５　勤務場所

１　警察安全相談員の勤務場所は、配置された警察署の警務課県民サービス係とする。

２　警察総合相談員の勤務場所は、警務部県民サービス課苦情・相談係とする。

第６　服装等

１　警察安全相談員等の服装は、端正な私服とし、勤務中は、警察安全（総合）相談員証（別記様式第１）を携帯するとともに、左胸部その他県民から容易に識別でき

る位置に名札（別記様式第２）を着装しなければならない。

２　職務の遂行に当たり、警察安全相談員又は警察総合相談員であることを示す必要があるときは、警察安全（総合）相談員証を提示しなければならない。

第７　運用上の留意事項

所属長は、警察安全相談員等の運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

１　言語及び態度に注意させ、親切丁寧な応対に努めさせるとともに、相談室を常に整理整とんさせるなど、適切な市民応接に努めさせること。

２　各部門との緊密な連携に努めさせること。

第８　報告

所属長は、警察安全相談員等の活動に伴う反響、紛議、効果的な活動事例等についてはその都度、警務部県民サービス課長を経て警察本部長に報告するものとする。

別記様式第1(第6関係)

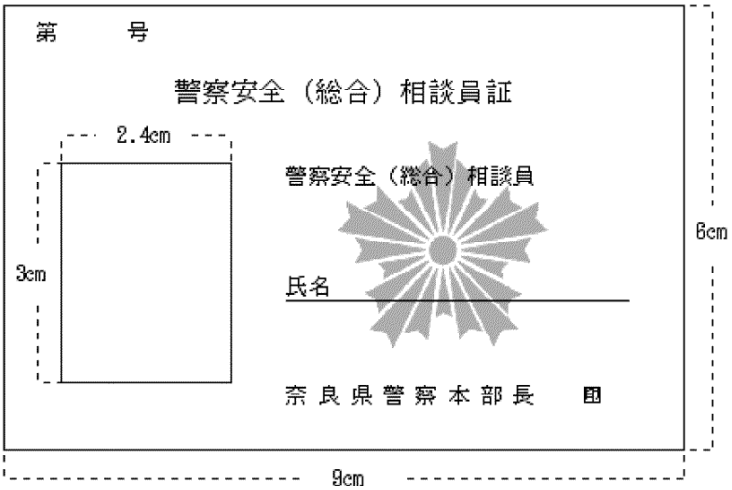

別記様式第2(第6関係)

警察安全(総合)相談員名札

備考　材質はプラスチック製で、地色は白色とし、文字は紫色とし、マスコットキャラクターは奈良県警察シンボルマーク及びマスコットキャラクターの制定並びに使用について（平成８年８月例規第31号）に定める色調とし、日章は金色とする。